

日進市教育委員会定例会（令和3年1月）会議録

1. 日時

令和3年1月6日（水曜日）午後2時から午後2時50分まで

2. 場所

日進市役所 本庁舎 第3会議室

3. 出席者

〔委員〕

久保田力（教育長）、藤井美樹（教育長職務代理者）、森本直樹、伊藤志門、市来ちさ、の各委員

〔事務局〕

市川秋広（学習教育部長）、加藤慎司（学習教育部次長兼教育総務課長）、高田由紀（学習教育部主任指導主事）、鬼頭聡（生涯学習課長）、後藤幸宏（学校教育課長）、山本健一（学校教育課指導主事）、櫻井正弘（学校給食センター所長）、宇佐美香津美（図書館長）、齋藤誠（生涯学習課主幹）

〔書記〕

石井智史（教育総務課係長）、河野彩（教育総務課主事）

4. 欠席者

小林秀一

5. 傍聴の可否及び有無

傍聴可、傍聴者2名

6. 会議録署名者

久保田力教育長、森本委員、伊藤委員の各委員

7. 議事の経過

（開会）

（会議録署名者の決定）

（会議録の承認）

（教育長報告）

（議事）

議案第1号 日進市外国人学校修学援助補助金交付要綱の一部改正について

議案第2号 日進市指定文化財補助金交付要綱の一部改正について

議案第3号 日進市総合型地域スポーツクラブ運営事業補助金交付要綱の一部改正について

議案第4号 日進市立梨の木小学校地域開放に関する取扱要領及び日進市立小・中学校体育施設等使用に関する取扱要領の一部改正について

議案第5号 令和3年度全国学力・学習状況調査の実施について

報告事項

事務局報告

【教育総務課】

令和2年第4回日進市議会定例会一般質問・答弁内容（教育委員会分）について
〔資料 No. 1〕

教育委員会の後援等名義使用等について〔資料 No. 2〕

【生涯学習課】

事業等報告について〔資料 No. 3〕

【学校教育課】

教員の長時間労働解消に向けた取り組みについて〔資料 No. 4〕

【図書館】

事業等報告について〔資料 No. 5〕

教育委員会行事予定（令和3年1月7日から令和3年2月10日まで）について

その他

8. 次回会議日程

定例会

日時：令和3年2月10日（水曜日）午後2時から

場所：市役所本庁舎4階 第1会議室

出席者：1月定例会と同じ

発言者及び発言内容

教育長

ただ今より令和3年1月定例教育委員会を開会します。会議規則の定めるところにより議事を進めさせていただきます。小林委員は都合により、本日の会議は欠席です。

本日の会議録署名者は、藤井委員、伊藤委員、私です。会議録調製者は、教育総務課河野とします。

本日の会議には2名の傍聴の申し出がありますが、ご異議はございませんか。

（全員異議なし）それでは傍聴者をお通しください。

（傍聴者入室）傍聴者の方は、傍聴のマナーをお守りいただきますようお願いいたします。

では、次第2、令和2年12月定例教育委員会の会議録の承認についてですが、事前に指摘のありました箇所を修正のうえ、あらかじめ配付されました会議録案の内容について、賛成される方は挙手をお願いします。

（全員異議なし）それでは、会議録を承認とします。

次に、次第3、私からの報告でございます。私から4点ご報告します。

11月25日、12月議会が開会され、3名の議員の方々から教育委員会に質問がなされました。学校の安全や防災、新型コロナウイルスによる影響やGIGAスクール、部活動等について、多くのご質問をいただきました。議会の答弁内容については、後の事務局報告でご確認ください。

12月17日、愛知地区の教育長連絡会が、日進市で開催され、各市町の当面の教育課題や来年度に向けての情報交換をしました。特に、文科省が表明した35人学級への対応や、冬季休業中のコロナ対応、成人式等について、情報交換をしました。

12月19日、20日、日進市音結祭・にしんオト・ヒトフェスが開催されました。今年度、「音楽のまち」を標榜している本市として、初めての取り組みです。厳しいコロナ禍の中ではありましたが、今年度の早い時期から、十分な準備を行い、当日は20余りのグループや楽団が、素晴らしい演奏を披露し、スタートイベントとして大きな成果を挙げていただきました。

1月4日、仕事始め式があり、市長から、各幹部職員に訓示がありました。

特にその中では、『去年は、新型コロナ感染症の対応に翻弄された一年であったが、今年も予断を許さない状況である。行政としては、市民の安心・安全対策に向け、全力を尽くすことが使命。今後も本市の発展に全庁を挙げて、尽力願いたい』等のお話がありました。

私からの報告は以上です。ただ今の報告について、ご意見、ご質問はございますか。(しばらく間があり) ないようですので、各委員から報告があればお願いします。

委員

12月11日、第2回日進市都市計画審議会が開催され、出席しました。第1回目の前回は時間がかかったため、質問事項を事前に出す形式で、会議が行われました。全部で72の質問があり、その質問に対して一つ一つ事務局が回答を作成していました。その中で、一人で20~30質問を出した方がいらっしゃいました。自分の出した質問に対する回答のうち、不明点等についてさらに意見を述べられて、今回も時間がかかりました。都市マスタープラン、緑の計画についても大詰めで、3月までにまとめるために事務局の方々は努力していらっしゃいました。次回は、1月20日に第3回が開催されます。資料はすでに配布されておりまして、都市マスタープラン、緑の計画の原案となっていました。次回の会議でまとまれば、3月までにできると思います。また、次回の定例会にて、報告させていただきます。

委員

12月23日、令和2年度市町村教育委員会が文部科学省主催で開催され、出席しました。今回は、コロナ禍なのでZoomを使用したオンライン会議でした。初めに、全体の講評があって、その後、第1分科会「教育の情報化について」と第2分科会「いじめ・不登校支援について」に参加しました。第1分科会のICTの内容で気になった点は、先進的な市町だと、ICT活用教育アドバイザー、GIGAスクールサポーター、ICT支援員などを配置し、体制を整えて導入を手伝っているそうです。「タブレット導入当初は、導入した企業が手厚くバックアップしてくれるが、しばらくたつとやってくれなくなる問題があるのでご注意ください」とのことでした。持続的なICTサポートをしてくれるところとの協力はこれからも必要だと思いますし、学校の先生にそれを負わせるのは酷ではないかと思います。ただ、テクニカルなサポート以外にどう使って教育していくかというサポートについては文部科学省が推進していくことで、デバイスを使う人と先生との情報共有についても考えていかないといけないという話でした。また、若手の先生は使いこなすことが出来ても年配の先生方への配慮が必要となることや、ICTの導入により教育の根幹を揺るがすような問題がおこる懸念があ

ると指摘されていきました。

分科会2のいじめと不登校については、各自治体の取り組みを教えてくださいました。文部科学省の方針、考え方で驚いた点は、今後、いじめや不登校はなくなると言及していることでした。いじめがなくなることが一番ではありますが、いじめが無くなったと思うことが間違いであり、「集団」がある限り、どこかでいじめが発生していると考えることが大事で、吸い上げをどうやって行うか、そのためにどんなツールを使っていくのかを考えて対応する必要があるという話でした。学校でいじめがありませんという場合は、本当にいじめが拾えているのかを吟味していく必要があると思います。不登校に関する対策はいろいろあり、参考になりました。

オンラインは、移動が伴わないので便利で、また、時間通りに終わることが出来ました。

教育長

他にございませんか。（しばらく間があり）次第3は以上です。

では、次第4、議事に入ります。議案第1号「日進市外国人学校修学援助補助金交付要綱の一部改正について」、教育総務課から説明をお願いします。

教育総務課長

（資料に基づき説明）

教育長

ただいまの説明について、ご意見、ご質問はございませんか。（しばらく間があり）それでは、議案第1号に賛成の方は挙手をお願いします。（全員賛成）議案第1号を承認とします。

次に、議案第2号「日進市指定文化財補助金交付要綱の一部改正について」、生涯学習課より説明をお願いします。

生涯学習課長

（資料に基づき説明）

教育長

ただいまの説明について、ご意見、ご質問はございませんか。（しばらく間があり）それでは、議案第2号に賛成の方は挙手をお願いします。（全員賛成）議案第2号を承認とします。

議案第3号「日進市総合型地域スポーツクラブ運営事業補助金交付要綱の一部改正について」、生涯学習課より説明をお願いします。

生涯学習課長

（資料に基づき説明）

教育長

ただいまの説明について、ご意見、ご質問はございませんか。（しばらく間があり）それでは、議案第3号に賛成の方は挙手をお願いします。（全員賛成）議案第3号を承認とします。

次に、議案第4号「日進市立梨の木小学校地域開放に関する取扱要領及び日進市立小・中学校体育施設等使用に関する取扱要領の一部改正について」、教育総務課より説明をお願いします。

教育総務課長

（資料に基づき説明）

教育長

ただいまの説明について、ご意見、ご質問はございませんか。（しばらく間があり）それでは、議案第4号に賛成の方は挙手をお願いします。（全員賛成）議案第4号を承認とします。

次に、議案第5号「令和3年度全国学力・学習状況調査の実施について」、学校教育課より説明をお願いします。

学校教育課長

（資料に基づき説明）

教育長

ただいまの説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員

学力調査と合わせて保護者に対する調査を実施するとありますが、どのような形で行うのでしょうか。全校で実施するのでしょうか。

学校教育課長

本調査と合わせて、経年変化分析調査及び保護者に対する調査を実施しますが、こちらについては調査対象として文部科学省が抽出した学校が対象になります。対象者は全校で行われるわけではなく、該当学校の小学校6年生と中学校3年生のみが行います。

委員

もともと1カ月前にやる予定だったのが、新型コロナウイルスの影響でおそくなったのでしょうか。来年以降もこの予定ですか。

学校教育課長

例年ですと4月20日ごろに実施するものですが、令和3年度については新型コロナウイルスの影響で延期すると国が示しています。令和4年度以降についてはまだわかりません。

委員

実施がひと月遅くなれば、結果も遅くなります。結果をもとに子供達を指導する期間が短くなってしまいます。小学校6年生と中学校3年生が対象で、卒業してしまうので、テストを行う効果が薄れてくると思います。来年以降も遅らせるとなるとやる意味があるのかなという印象を持っています。

教育長

例年だと4月中旬に実施し、8月中には分析結果がでて、2学期に反映することが出来ますが、それが遅れてしまいます。国、県もそうならないように少しでも早くしてくれると思います。

他にご質問はございませんか。（しばらく間があり）それでは、議案第5号に賛成の方は挙手をお願いします。（全員賛成）議案第5号を承認とします。

以上で、本日審議する議事はすべて終了しました。

続きまして、次第5、事務局報告です。各所属より説明をお願いします。

教育総務課長

令和2年第4回日進市議会定例会一般質問・答弁内容（教育委員会関係分）について

教育委員会の後援等名義使用等について

（各項目について説明）

生涯学習課主幹

事業等報告（生涯学習課）について

（各項目について説明）

学校教育課長

教員の長時間労働解消に向けた取り組みについて

（各項目について説明）

図書館長

事業等報告（図書館）について

（各項目について説明）

教育長

ただいまの説明についてご意見、ご質問はありませんか。（しばらく間があり）事務局からの報告事項は以上です。

次に、次第6、教育委員会の行事予定については、お手元の資料をご覧ください。教育委員の出席行事等、各所属においてお知らせしたい行事がありましたら説明をお願いします。

学校教育課長

(資料に基づき説明)

生涯学習課課長

(資料に基づき説明)

学校給食センター所長

(資料に基づき説明)

教育長

(しばらく間があり) 教育委員会の行事予定は以上です。次に、次第7、その他として、全体を通して、ご意見、ご質問等があればお願いします。

委員

今年度は毎年1月頃に開催している市P連・四生推協合同講演会はありますか。

教育部長

新型コロナウイルスの影響で中止となっております。

教育長

他にございませんか。(しばらく間があり) 以上で、本日予定しておりました内容はすべて終了しました。

これをもちまして、令和3年1月定例教育委員会を閉会します。次回は、令和3年2月定例教育委員会を、令和3年2月10日(水曜日)午後2時から、市役所本庁舎4階第1会議室で開催します。

議案第1号

日進市外国人学校修学援助補助金交付要綱の一部改正について

日進市外国人学校修学援助補助金交付要綱の一部改正について、別紙のとおり提出します。

令和3年1月6日提出

日進市教育委員会教育長 久保田 力

1 提案理由

この案を提出するのは、補助金等の適正交付に係る実態調査結果に基づく検討の結果、暴力団排除要件及び市税完納要件を追加することとし、日進市外国人学校修学援助補助金交付要綱の一部を改正する必要があるからであります。

2 該当規則

日進市教育長に対する事務委任規則第2条第2号及び第3条

3 主な改正点

別紙のとおり

4 施行期日

令和3年4月1日から施行する。

日進市外国人学校修学援助補助金交付要綱の一部を改正する要綱

令和 年 月 日
教委要綱第 号

日進市外国人学校修学援助補助金交付要綱(平成15年日進市教育委員会要綱第6号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(補助金の交付の対象)</p> <p>第2条 補助金交付の対象者は、毎年10月1日現在において市内に住所を有する者で、前条に規定する外国人学校等に在籍する幼児、児童及び生徒の保護者とする。</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助金交付の対象者とし</u>ない。</p> <p>(1) <u>授業料の納付を全額免除されている者</u></p> <p>(2) <u>市税を滞納している者</u></p> <p>(3) <u>日進市暴力団排除条例(平成24年日進市条例第22号)第2条第2号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者</u></p> <p>(委任)</p> <p>第7条 略</p>	<p>(補助金の交付の対象)</p> <p>第2条 補助金交付の対象者は、毎年10月1日現在において市内に住所を有する者で、前条に規定する外国人学校等に在籍する幼児、児童及び生徒の保護者とする。<u>ただし、授業料の納付を全額免除されている者については除外する。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第6条 略</p>

附 則

この要綱は、令和 年 月 日から施行する。

日進市外国人学校修学援助補助金交付要綱

平成15年 8月 6日
教委要綱第 6 号

(目的)

第1条 市長は、愛知県内の朝鮮人学校へ修学するための費用の一部を交付することにより保護者の負担軽減を図り、もって外国人学校に係る教育の振興に寄与することを目的とし、その交付に関しては、日進市補助金等交付規則（昭和56年日進町規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の交付の対象)

第2条 補助金交付の対象者は、毎年10月1日現在において市内に住所を有する者で、前条に規定する外国人学校等に在籍する幼児、児童及び生徒の保護者とする。ただし、授業料の納付を全額免除されている者については除外する。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助金交付の対象者としない。

(1) 市税を滞納している者

(2) 日進市暴力団排除条例（平成24年日進市条例第22号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、第1条に定める学校へ在籍する幼児、児童及び生徒1人あたり年額10,000円を交付するものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、別に定める期日までに外国人学校修学援助補助金交付申請書兼請求書（第1号様式）及び在籍学校長等の在学証明書、その他必要と認める書類を添えて、市長へ提出しなければならない。

(補助金の交付決定及び通知)

第5条 市長は、補助金の交付申請があったときは、その申請に係る書類等を審査し、適正であると認めるときは補助金の決定をする。

2 市長は、交付決定に際し、事業の目的を達成するため必要があるときは、条件を付して決定することができる。

3 市長は、交付を決定した場合には、外国人学校修学援助補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者へ通知するものとする。

(補助金の交付決定の取消し及び補助金の返還)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、すでに交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) この要綱又は補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。
- (2) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は、補助金の執行に関し不正の行為があったとき。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に際し必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

議案第2号

日進市指定文化財補助金交付要綱の一部改正について

日進市指定文化財補助金交付要綱の一部改正について、別紙のとおり提出します。

令和3年1月6日提出

日進市教育委員会教育長 久保田 力

1 提案理由

この案を提出するのは、補助対象要件として暴力団排除を明記するとともに、行政手続きにおける押印を原則不要とするため、日進市指定文化財補助金の交付要綱の一部を改正する必要があるからであります。

2 該当規則

日進市教育長に対する事務委任規則第2条第2号及び第3条

3 主な改正点

別紙のとおり

4 施行期日

令和3年1月6日から施行する。

日進市指定文化財補助金交付要綱の一部を改正する要綱

令和 年 月 日
教委要綱第 号

日進市指定文化財補助金交付要綱(平成20年日進市教育委員会要綱第16号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(交付の対象)</p> <p>第2条 補助金交付の対象となる文化財保存事業(以下「補助事業」という。)の内容は別表のとおりとし、補助事業の実施に必要な経費のうち補助金交付の対象として市長が認める経費(以下「補助対象経費」という。)の2分の1以内(上限額50万円)を予算の範囲内において、補助金として交付する。<u>ただし、市税を滞納している者及び日進市暴力団排除条例(平成24年日進市条例第22号)第2条第2号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が実施する補助事業については、補助金を交付をしない。</u></p> <p>2・3 略</p> <p>第1号様式(第3条関係) 【別記1 参照】</p> <p>第4号様式(第9条関係) 【別記2 参照】</p> <p>第7号様式(第11条関係) 【別記3 参照】</p> <p>第8号様式(第12条関係) 【別記4 参照】</p>	<p>(交付の対象)</p> <p>第2条 補助金交付の対象となる文化財保存事業(以下「補助事業」という。)の内容は別表のとおりとし、補助事業の実施に必要な経費のうち補助金交付の対象として市長が認める経費(以下「補助対象経費」という。)の2分の1以内(上限額50万円)を予算の範囲内において、補助金として交付する。</p> <p>2・3 略</p> <p>第1号様式(第3条関係) 【別記1 参照】</p> <p>第4号様式(第9条関係) 【別記2 参照】</p> <p>第7号様式(第11条関係) 【別記3 参照】</p> <p>第8号様式(第12条関係) 【別記4 参照】</p>

附 則

この要綱は、令和 年 月 日から施行する。

【別記1】
改正後
第1号様式（第3条関係）

年 月 日

日進市長 あて

申請者
補助事業者名
(代表者名) 印
住 所
連絡先電話番号

年度日進市指定文化財補助金交付申請書

このことについて、下記の金額を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業の目的
- 2 補助申請額 円
- 3 事業計画書 別紙のとおり
- 4 その他必要となる資料

【別記1】
改正前
第1号様式（第3条関係）

年 月 日

日進市長 あて

申請者
補助事業者名
(代表者名) 印
住 所
連絡先電話番号

年度日進市指定文化財補助金交付申請書

このことについて、下記の金額を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業の目的
- 2 補助申請額 円
- 3 事業計画書 別紙のとおり
- 4 その他必要となる資料

【別記2】
改正後
第4号様式（第9条関係）

年 月 日

日進市長 あて

申請者
補助事業者名
(代表者名) 印
住 所
連絡先電話番号

年度日進市指定文化財補助金実績報告書

このことについて、下記のとおり実施しましたから報告します。

記

- 1 事業の目的
- 2 交付決定額 円
- 3 補助対象経費 円
- 4 事業報告書 別紙のとおり

【別記2】
改正前
第4号様式（第9条関係）

年 月 日

日進市長 あて

申請者
補助事業者名
(代表者名) 印
住 所
連絡先電話番号

年度日進市指定文化財補助金実績報告書

このことについて、下記のとおり実施しましたから報告します。

記

- 1 事業の目的
- 2 交付決定額 円
- 3 補助対象経費 円
- 4 事業報告書 別紙のとおり

【別記3】
改正後
第7号様式（第11条関係）

請求書

年 月 日

日進市長 あて

申請者
補助事業者名 印
(代表者名)
住 所
連絡先電話番号

金 円

ただし、 年度日進市指定文化財補助金として

振込先

金融機関名		支店名
銀行 信用金庫 農 協		本店 支店 出張所
預金の種類	口座番号	
普通 当 座		
ふりがな		
口座名義		

【別記3】
改正前
第7号様式（第11条関係）

請求書

年 月 日

日進市長 あて

申請者
補助事業者名 印
(代表者名)
住 所
連絡先電話番号

金 円

ただし、 年度日進市指定文化財補助金として

振込先

金融機関名		支店名
銀行 信用金庫 農 協		本店 支店 出張所
預金の種類	口座番号	
普通 当 座		
ふりがな		
口座名義		

【別記4】
改正後
第8号様式（第12条関係）

精算書

年 月 日

日進市長 あて

申請者
補助事業者名 印
(代表者名)
住 所
連絡先電話番号

年 月 日付け 第 号にて決定した日進市指定文化財補助金の精算については、下記のとおりです。

記

実績額	交付額	精算額	備考
円	円	円	

【別記4】
改正前
第8号様式（第12条関係）

精算書

年 月 日

日進市長 あて

申請者
補助事業者名 印
(代表者名)
住 所
連絡先電話番号

年 月 日付け 第 号にて決定した日進市指定文化財補助金の精算については、下記のとおりです。

記

実績額	交付額	精算額	備考
円	円	円	

○日進市指定文化財補助金交付要綱

平成20年4月1日

教委要綱第16号

改正 令和2年 月 日教委要綱第 号

(趣旨)

第1条 この要綱は、日進市文化財保護条例(昭和51年日進町条例第1号)第8条第1項に規定する、市指定文化財の管理又は修理(以下「文化財保存事業」という。)に対する補助金の交付に関し、日進市補助金等交付規則(昭和56年日進町規則第4号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象)

第2条 補助金交付の対象となる文化財保存事業(以下「補助事業」という。)の内容は別表のとおりとし、補助事業の実施に必要な経費のうち補助金交付の対象として市長が認める経費(以下「補助対象経費」という。)の2分の1以内(上限額50万円)を予算の範囲内において、補助金として交付する。ただし、市税を滞納している者及び日進市暴力団排除条例(平成24年日進市条例第22号)第2条第2号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が実施する補助事業については、補助金を交付をしない。

2 補助事業は次の各号のいずれにも該当しなければならない。

- (1) 緊急かつ必要性があること。
- (2) 事業に必要な財源が確立していること。
- (3) 当該年度内に事業が完了すること。

3 補助事業を着手したのちに指定の変更があった場合は、当該事業完了までは、市指定文化財とみなし、規則及びこの要綱の適用を受ける。

(申請手続)

第3条 補助金の交付を受けようとする者(以下「補助事業者」という。)は、事業ごとに、日進市指定文化財補助金交付申請書(第1号様式)に事業計画書(第2号様式)を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第4条 市長は、補助金の交付申請が提出されたときは、その申請内容が適正であるか

を調査し、適正と認めた場合には補助金の交付決定を行い、日進市指定文化財補助金交付決定通知書(第3号様式)により申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第5条 補助事業者は、規則第6条に規定する申請の取下げをしようとする場合は、その旨を記載した書類を市長に提出しなければならない。

(計画変更の承認)

第6条 市長は、規則第7条に規定する承認をする場合において、必要に応じ交付決定した内容を変更し、又は条件を付することができる。

(事業遅延の報告)

第7条 補助事業者は、補助事業が予定期間内に完了することができないと見込まれる場合はその理由を、補助事業の遂行が困難となった場合は、その理由及び遂行状況を記載した書類を市長に提出して、その指示を受けなければならない。

(検査等)

第8条 市長は、補助事業者に対し、補助事業に係る必要な指示をし、報告を求め、又は検査をすることができる。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、規則第10条の規定により、完了の日から起算して30日を経過する日又は翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、日進市指定文化財補助金実績報告書(第4号様式)に事業報告書(第5号様式)を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条に規定する実績報告がなされたときは、その内容を審査し、事業の目的を達成していると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、日進市指定文化財補助金確定通知書(第6号様式)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第11条 前条の規定による補助金の額の確定を受けた補助事業者は、補助金の支払を受けようとするときは、請求書(第7号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求を受けたときは、当該請求に係る補助金を補助事業者に交付するものとする。

3 市長は、規則第11条第2項の規定により、請求書(第7号様式)の提出があったときは、

その内容を審査し、適当と認められたときは、その全部又は一部を概算交付することができる。

(補助金の返還)

第12条 市長は、補助事業における補助金に精算額が生じたときは精算書(第8号様式)を提出させるものとする。又、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又はすでに交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 補助金交付の決定に付した条件に違反したとき。
- (2) 補助金の運用又は補助事業の執行方法が不相当と認められるとき。
- (3) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の交付に関し不正な行為があったとき。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(令和元年12月6日教委要綱第12号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和 年 月 日教委要綱第 号)

この要綱は、令和 年 月 日から施行する。

別表(第2条関係)

補助対象事業		
区分	補助事業の内容	補助対象経費
有形、無形、民俗文化財保存事業	修理	報酬
	防災施設の設置調査、記録	報償費
	作成	旅費
	上記に準ずると市長が認	需用費
	めた事業	役務費 委託料

		工事請負費
天然記念物保存事業	保守管理	報酬
	調査、記録作成	報償費
	保存整備	旅費
	上記に準ずると市長が認	需用費
	めた事業	役務費
		委託料
		工事請負費

議案第3号

日進市総合型地域スポーツクラブ運営事業補助金交付要綱の一部改正について

日進市総合型地域スポーツクラブ運営事業補助金交付要綱の一部改正について、別紙のとおり提出します。

令和3年1月6日提出

日進市教育委員会教育長 久保田 力

1 提案理由

この案を提出するのは、補助対象事業の目的をにしんスポーツクラブ定款の目的と文言を統一するとともに、補助対象要件として暴力団排除を明記するため、日進市総合型地域スポーツクラブ運営事業補助金交付要綱の一部を改正する必要があるからであります。

2 該当規則

日進市教育長に対する事務委任規則第2条第2号及び第3条

3 主な改正点

別紙のとおり

4 施行期日

令和3年1月6日から施行する。

日進市総合型地域スポーツクラブ運営事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

令和 年 月 日
教委要綱第 号

日進市総合型地域スポーツクラブ運営事業補助金交付要綱(平成24年日進市教育委員会要綱第1号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(補助対象等)</p> <p>第2条 この要綱において、補助の対象となる事業は、日進市総合型地域スポーツクラブが実施する<u>地域社会におけるスポーツ文化の振興、組織の充実、社会教育及び社会体育を振興するために行う事業</u>とする。</p> <p>2 <u>補助の対象となる経費は、別表に掲げるとおりとする。</u></p> <p>3 <u>第1項に掲げる事業であっても、政治活動若しくは宗教活動を行う場合又は日進市暴力団排除条例(平成24年日進市条例第22号)第2条第2号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)若しくは同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が事業を実施する場合は、除外するものとする。</u></p>	<p>(補助対象等)</p> <p>第2条 この要綱において、補助の対象となる事業は、日進市総合型地域スポーツクラブが実施する<u>次に掲げる事業</u>とする。</p> <p>(1) <u>地域社会における文化スポーツ振興、組織の充実、社会教育及び社会体育を振興するために行う事業。</u></p> <p>(2) <u>補助の対象となる経費は、別表に掲げるとおりとする。</u></p> <p>(3) <u>第1項に掲げる事業であっても、政治活動又は宗教活動を行う場合は、除外するものとする。</u></p>

附 則

この要綱は、令和 年 月 日から施行する。

○日進市総合型地域スポーツクラブ運営事業補助金交付要綱

平成24年1月10日

教委要綱第1号

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会教育及び社会体育の振興を図るため、日進市総合型地域スポーツクラブが行う事業実施に要する経費に対し交付する補助金に関し、日進市補助金等交付規則(昭和56年日進町規則第4号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(補助対象等)

第2条 この要綱において、補助の対象となる事業は、日進市総合型地域スポーツクラブが実施する地域社会におけるスポーツ文化の振興、組織の充実、社会教育及び社会体育を振興するために行う事業とする。

- 2 補助の対象となる経費は、別表に掲げるとおりとする。
- 3 第1項に掲げる事業であっても、政治活動若しくは宗教活動を行う場合又は日進市暴力団排除条例(平成24年日進市条例第22号)第2条第2号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)若しくは同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が事業を実施する場合は、除外するものとする。

(交付申請)

第3条 規則第3条の規定により補助金の交付申請をしようとする者は、補助対象団体ごとに補助金交付申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて、当該年度中に市長あてに提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(第2号様式)
- (2) 収支予算書(第3号様式)
- (3) 会員名簿(第4号様式)
- (4) 補助対象団体の会則又は規約

(交付決定通知)

第4条 市長は、前条の規定による交付申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付決定を行い、補助金交付決定通知書(第5号様式)により交付申請者(以下「補助事業者」という。)に通知するものとする。

(補助金交付)

第5条 市長は、補助金請求書(第6号様式)の提出があったときは、その内容を審査し、
適当と認めるときは、その全部又は一部を支払うものとする。

(実績報告書の提出)

第6条 補助事業者は、事業が完了(廃止の承認を受けた場合を含む。以下同じ。)した
ときは、完了の日から起算して60日を経過する日又は当該年度の3月末日のいずれか
早い日までに、実績報告書(第7号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しな
ければならない。

(1) 事業報告書(第8号様式)

(2) 収支決算書(第9号様式)

(補助金の返還)

第7条 市長は、補助団体が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部若し
くは一部の交付を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部をその者
から返還させることができる。

(1) 虚偽の申請をしたとき。

(2) 補助金の運用又は補助対象事業の実施方法が不相当と認められるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付を適当でないとしたとき。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、教育委員
会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

補助金名	補助対象経費	補助率	補助限度額
日進市総合型地域ス ポーツクラブ運営事 業補助金	補助を行う事業に係る謝礼、旅費、使 用料、賃借料、印刷製本費、スポーツ 用具費、通信運搬費、雑役務費その他 事業の実施に直接必要な経費	全額	予算の範囲内 とする。

議案第4号

日進市立梨の木小学校地域開放に関する取扱要領及び日進市立小・中学校体育施設等使用に関する取扱要領の一部改正について

日進市立梨の木小学校地域開放に関する取扱要領及び日進市立小・中学校体育施設等使用に関する取扱要領の一部改正について、別紙のとおり提出します。

令和3年1月6日提出

日進市教育委員会教育長 久保田 力

1 提案理由

この案を提出するのは、学校体育施設等地域開放事業の運用方法を変更するとともに、行政手続きにおける押印を原則不要とする市の方針に伴い、様式の一部を変更するため、日進市立梨の木小学校地域開放に関する取扱要領及び日進市立小・中学校体育施設等使用に関する取扱要領の一部を変更する必要があるからであります。

2 該当規則

日進市教育長に対する事務委任規則第2条第2号及び第3条

3 主な改正点

別紙のとおり

4 施行期日

令和3年2月1日から施行する。

日進市立梨の木小学校地域開放に関する取扱要領及び日進市立小・中学校体育施設等使用に関する取扱要領の一部を改正する要領

令和 年 月 日
教委要領第 号

(日進市立梨の木小学校地域開放に関する取扱要領の一部改正)

第1条 日進市立梨の木小学校地域開放に関する取扱要領(平成15年日進市教育委員会要領第2号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
第1号様式(第6条関係) 【別記1 参照】	第1号様式(第6条関係) 【別記1 参照】
第4号様式(第8条関係) 【別記2 参照】	第4号様式(第8条関係) 【別記2 参照】
第5号様式(第13条関係) 【別記3 参照】	第5号様式(第13条関係) 【別記3 参照】

(日進市立小・中学校体育施設等使用に関する取扱要領の一部改正)

第2条 日進市立小・中学校体育施設等使用に関する取扱要領(平成31年日進市教育委員会要領第2号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
第1号様式(第6条関係) 【別記4 参照】	第1号様式(第6条関係) 【別記4 参照】
第4号様式(第8条関係) 【別記5 参照】	第4号様式(第8条関係) 【別記5 参照】
第5号様式(第13条関係) 【別記6 参照】	第5号様式(第13条関係) 【別記6 参照】

附 則

この要領は、令和3年2月1日から施行する。

【別記1】
改正後
第1号様式（第6条関係）

梨の木小学校施設地域開放使用団体登録申請書

年 月 日

日進市教育委員会 あて

住所 〒
申請者
氏名
電話番号 - -

____年度 学校施設地域開放使用団体として登録したいので、下記のとおり申請します。

記

使用施設学校名	梨の木小学校		
グループ名（グループ名のない場合は代表者名）			
使用活動内容			
代表者名	氏名		
	住所		
	電話番号	自宅	- -
		携帯電話	- -
会員名簿	氏名	住所	

【別記1】
改正前
第1号様式（第6条関係）

梨の木小学校施設地域開放使用団体登録申請書

年 月 日

日進市教育委員会 あて

住所 〒
申請者
氏名
電話番号 - -

____年度 学校施設地域開放使用団体として登録したいので、下記のとおり申請します。

記

使用施設学校名	梨の木小学校		
グループ名（グループ名のない場合は代表者名）			
使用活動内容			
代表者名	氏名		
	住所		
	電話番号	自宅	- -
		携帯電話	- -
会員名簿	氏名	住所	

【別記2】
改正後
第4号様式（第8条関係）

梨の木小学校施設地域開放使用申請書兼許可書

年 月 日

日進市教育委員会 あて

住所 〒
申請者
氏名
電話番号 - -

団体等の名称

代表者名

地域開放施設を使用したいので、下記のとおり申請します。

記

使用施設	使用年月日	時間		
1 会議室	年 月 日 (曜日)	1 8時～10時		
2 ランチルーム		2 10時～12時		
3 多目的		3 13時～15時		
4 体育館		4 15時～17時		
5 運動場		5 19時～21時		
1 会議室	年 月 日 (曜日)	1 8時～10時		
2 ランチルーム		2 10時～12時		
3 多目的		3 13時～15時		
4 体育館		4 15時～17時		
5 運動場		5 19時～21時		
1 会議室	年 月 日 (曜日)	1 8時～10時		
2 ランチルーム		2 10時～12時		
3 多目的		3 13時～15時		
4 体育館		4 15時～17時		
5 運動場		5 19時～21時		
1 会議室	年 月 日 (曜日)	1 8時～10時		
2 ランチルーム		2 10時～12時		
3 多目的		3 13時～15時		
4 体育館		4 15時～17時		
5 運動場		5 19時～21時		
使用目的	登録番号			
使用者数	大人	人	子供	人
備考				

*貸出時間は2時間単位とし、使用時間帯に○印を記入してください。

上記のとおり、使用することを許可します。

年 月 日

日進市教育委員会

【以下、担当課記入欄】

取扱要領第8条第3項に基づく確認	備考
年 月 日 済	

【別記2】
改正前
第4号様式（第8条関係）

梨の木小学校施設地域開放使用申請書兼許可書

年 月 日

日進市教育委員会 あて

住所 〒
申請者
氏名
電話番号 - -

団体等の名称

代表者名

地域開放施設を使用したいので、下記のとおり申請します。

記

使用施設	使用年月日	時間		
1 会議室	年 月 日 (曜日)	1 8時～10時		
2 ランチルーム		2 10時～12時		
3 多目的		3 13時～15時		
4 体育館		4 15時～17時		
5 運動場		5 19時～21時		
1 会議室	年 月 日 (曜日)	1 8時～10時		
2 ランチルーム		2 10時～12時		
3 多目的		3 13時～15時		
4 体育館		4 15時～17時		
5 運動場		5 19時～21時		
1 会議室	年 月 日 (曜日)	1 8時～10時		
2 ランチルーム		2 10時～12時		
3 多目的		3 13時～15時		
4 体育館		4 15時～17時		
5 運動場		5 19時～21時		
1 会議室	年 月 日 (曜日)	1 8時～10時		
2 ランチルーム		2 10時～12時		
3 多目的		3 13時～15時		
4 体育館		4 15時～17時		
5 運動場		5 19時～21時		
使用目的	登録番号			
使用者数	大人	人	子供	人
備考				

*貸出時間は2時間単位とし、使用時間帯に○印を記入してください。

上記のとおり、使用することを許可します。

年 月 日

日進市教育委員会

【以下、担当課記入欄】

取扱要領第8条第3項に基づく確認	備考
年 月 日 済	

【別記3】
改正後
第5号様式（第13条関係）

梨の木小学校施設地域開放損傷届

年 月 日

日進市教育委員会 あて

〒
住 所
申請者
氏 名
電話番号 - -
団体等の名称
代表者名

地域開放で施設等を損傷したので、下記のとおり届けます。

記

損 傷 年 月 日	年 月 日
損 傷 理 由	

【別記3】
改正前
第5号様式（第13条関係）

梨の木小学校施設地域開放損傷届

年 月 日

日進市教育委員会 あて

〒
住 所
申請者
氏 名
電話番号 - -
団体等の名称
代表者名

地域開放で施設等を損傷したので、下記のとおり届けます。

記

損 傷 年 月 日	年 月 日
損 傷 理 由	

【別記4】
改正後
第1号様式（第6条関係）

学校体育施設等使用団体登録申請書

年 月 日

日進市教育委員会 あて

〒
住 所
申請者
氏 名
電話番号 - -

____年度 学校施設地域開放使用団体として登録したいので、下記のとおり申請します。

記

グループ名 (グループ名 のない場合は代表者名)	
使 用 活 動 内 容	
代 表 者 名	氏 名
	住 所
	電話番号 自宅 - - 携帯電話 - -
会 員 名 簿	氏 名
	住 所

【別記4】
改正前
第1号様式（第6条関係）

学校体育施設等使用団体登録申請書

年 月 日

日進市教育委員会 あて

〒
住 所
申請者
氏 名
電話番号 - -

____年度 学校施設地域開放使用団体として登録したいので、下記のとおり申請します。

記

グループ名 (グループ名 のない場合は代表者名)	
使 用 活 動 内 容	
代 表 者 名	氏 名
	住 所
	電話番号 自宅 - - 携帯電話 - -
会 員 名 簿	氏 名
	住 所

【別記5】
改正後
第4号様式（第8条関係）

学校体育施設等使用許可申請書兼許可書

日進市教育委員会 あて
年 月 日

〒
住 所
申請者
氏 名
電話番号 - -
団体等の名称
代表者名

学校体育施設等を使用したいので、下記のとおり申請します。

記

使用施設	使用年月日	時 間
1 体育館	年 月 日 (曜日)	1 8時～10時 4 15時～17時
2 運動場		2 10時～12時 5 19時～21時
3 柔剣道場		3 13時～15時
1 体育館	年 月 日 (曜日)	1 8時～10時 4 15時～17時
2 運動場		2 10時～12時 5 19時～21時
3 柔剣道場		3 13時～15時
1 体育館	年 月 日 (曜日)	1 8時～10時 4 15時～17時
2 運動場		2 10時～12時 5 19時～21時
3 柔剣道場		3 13時～15時
使用目的	登録番号	
使用者数	大人	人 子供
備考		

*貸出時間は2時間単位とし、使用時間帯に○印を記入してください。

上記のとおり、使用することを許可します。

年 月 日
日進市教育委員会

【以下、担当課記入欄】

取扱要領第8条第3項に基づく確認	備考
年 月 日 済	

【別記6】
改正後
第5号様式（第13条関係）

学校体育施設等損傷届

年 月 日

日進市教育委員会 あて

〒
住 所
申請者
氏 名
電話番号 - -
団体等の名称
代表者名

地域開放で施設等を損傷したので、下記のとおり届けます。

記

損傷年月日	年 月 日
損傷理由	

【別記5】
改正前
第4号様式（第8条関係）

学校体育施設等使用許可申請書兼許可書

日進市教育委員会 あて
年 月 日

〒
住 所
申請者
氏 名
電話番号 - -
団体等の名称
代表者名

学校体育施設等を使用したいので、下記のとおり申請します。

記

使用施設名	使用目的
使用日時	年 月 日 () 時 分～ 時 分
	年 月 日 () 時 分～ 時 分
	年 月 日 () 時 分～ 時 分
	年 月 日 () 時 分～ 時 分
使用責任者名	電話番号
使用人数	人 団体登録番号
備考	

上記のとおり、使用することを許可します。

年 月 日
日進市教育委員会

受付

【別記6】
改正前
第5号様式（第13条関係）

学校体育施設等損傷届

年 月 日

日進市教育委員会 あて

〒
住 所
申請者
氏 名
電話番号 - -
団体等の名称
代表者名

地域開放で施設等を損傷したので、下記のとおり届けます。

記

損傷年月日	年 月 日
損傷理由	

議案第5号

令和3年度全国学力・学習状況調査の実施について

令和3年度全国学力・学習状況調査の実施について別紙のとおり提出します。

令和3年1月6日提出

日進市教育委員会教育長 久保田 力

1 提案理由

この案を提出するのは、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るため、令和3年度全国学力・学習状況調査を実施することについて、議決をいただく必要があるからであります。

2 該当規則

日進市教育長に対する事務委任規則第2条第17号及び第3条

3 主な内容

- (1) 調査実施予定日 令和3年5月27日(木)
- (2) 調査方式 悉皆調査(対象は小6、中3)
- (3) 対象教科 国語、算数・数学

令和3年度全国学力・学習状況調査について

1. 実施日程について

- 調査実施予定日：令和3年5月27日（木）
- 調査方式：悉皆調査（対象は小6、中3）
- 対象教科：国語、算数・数学

・新型コロナウイルス感染症の影響等を考慮し、できるだけ多くの学校、児童生徒が参加できるよう、当初予定していた調査日から約1か月後ろ倒しするとともに、後日実施の期間を約1か月間に延長し、令和3年5月28日（金）～6月30日（水）とする予定。

※本体調査に加え、令和2年度実施予定であった経年変化分析調査及び保護者に対する調査を実施。

2. 学校質問紙調査・児童生徒質問紙調査について

(1) 児童生徒質問紙について、一部の学校（小・中学校各50～80校程度の予定）において学校のPC、タブレット等の機器を活用したオンライン調査にて実施予定。

（※学校質問紙調査については、平成28年度からWebによる回答としている。）

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、質問項目に関して以下の見直しを検討。

- ①児童生徒質問紙の質問項目数について、全体として、児童生徒の負担とならないよう数を精選する方向で検討
- ②質問項目には、新型コロナウイルス感染症の学習面への影響を把握するため、休業中の児童生徒の学習状況・環境等についての質問を新たに盛り込む方向で検討
- ③GIGAスクール構想を踏まえ、ICT関連の質問を充実する方向で検討
- ④保護者に対する調査における質問項目も見直し、本体調査の質問項目との連携を図ることを検討

以上について、9月以降、分析・活用ワーキンググループを中心にご検討いただく。

令和2年第4回日進市議会定例会
一般質問・答弁内容(教育委員会関係分)について

① 大川博議員（個人質問）

○前進する日進市の教育について【学校教育課・教育総務課】

② 川嶋恵美議員（個人質問）

○新型コロナウイルスによる影響について【学校教育課・生涯学習課・図書館】

○GIGAスクール構想におけるハード・ソフト・人材を一体とした整備について

【学校教育課・教育総務課】

③ 山根みちよ議員（個人質問）

○小・中学校の部活動を民間委託の考えはないか。【学校教育課】

① 大川博議員（個人質問）

○前進する日進市の教育について【学校教育課・教育総務課】

●教育現場の働き方改革について

◇卒業証書は全て印刷・デジタル印になった。通知表も学期ごとに渡されるようになり、確認印は必要なくなった。時間的にも精神的にも負担のかかる押印は、なくすべきと考えるがいかがか。

- ・押印の省略は、文部科学省の通知において、各学校や地域における実情を踏まえ、可能などころから進めるものとされており、市教育委員会としましても、教職員の負担軽減を図りながら、学校現場の意向を尊重して進める。

◇通知表への押印を廃止するか、又はデジタル印に変更する学校は、何校あるのか。

- ・現在のところ、通知表への押印を廃止した学校は1校で、デジタル印に変更した学校は5校。

◇教材費・修学旅行費・給食費などの徴収は、本来学校のすべき職務とは考えにくい。「公会計化」すべきと考えるがいかがか。

- ・国が進める学校における働き方改革に関する取組の一環として、徴収金の管理業務を学校から切り離すことや給食費の公会計化などによって教職員の負担軽減を図ることが想定されるが、これまでの業務の在り方を変えることで生じる影響などを踏まえて、近隣市町の状況を調査・研究する。

なお、給食費は、未納分が過年度となった段階で徴収業務を学校から学校給食センターに移管したり、中学校の修学旅行費につきましては、旅行業者が保護者から集金したりして、教職員の負担軽減を図っている。

◇出欠席などの連絡は、保護者・学校両者の負担軽減や、他の児童生徒に連絡帳を手渡すことによる感染症防止のため、デジタル化すべきと考えるがいかがか。

- ・学校と保護者との連絡手段のデジタル化に向けた取組については、押印の省略と同様に、各学校や地域における実情を踏まえ、可能などころから進めるものとされているため、学校現場の必要性を勘案しながら進めていく。

◇学校と保護者との連絡手段としてのデジタル化が可能となるのはいつ頃か。

- ・今年度、導入する学習支援ソフトに学校と保護者との連絡に使用できるような機能はあるが、まずは、学校の授業での使用を進めていく。来年度以降、各教員が問題なく学習

支援ソフトを活用できるようになってきた段階で、学校の意見を聞きながら検討を行っていく。

●学校の安心安全について

◇新型コロナウイルス感染症による変則的な生活やマスクをつけた酷暑の夏、長い2学期の生活の中で、不登校児童生徒の増加が心配である。特に中学3年生が心配である。現状はどのようになっているか。

- ・不登校の児童生徒の状況は、10月末の時点で、小学校18名、中学校53名、うち中学3年生は24名。

また、昨年度と比較して、小学校は8名、中学校は7名減少。中学3年生については同数。

◇昨年度、不登校のまま卒業した生徒の中で、進路が決定できなかった生徒は何人いるのか。

- ・昨年度末時点での中学3年生の不登校者数は25名で、そのうち進路が決定しなかった生徒は5名。

◇大地震に備え、避難所にもなる学校の防災は急務である。飛散防止フィルムやバリアフリー化の進捗状況はどのようになっているか。

- ・飛散防止フィルムは、今年度に、西小学校、北小学校、東小学校、日進中学校の4校の教室に施工した。来年度は、残りの南小学校、相野山小学校、香久山小学校、日進西中学校、日進東中学校の5校において施工を予定していたが、学校施設環境改善交付金の内示をいただけたことから、今回補正予算を計上し、令和3年度に施工する。
- ・バリアフリー化は、梨の木小学校や赤池小学校、竹の山小学校・日進北中学校併設校において、新築時にエレベーターや手すりなどを整備しているが、全ての小中学校に整備されている訳ではない。そのため、配慮が必要な児童生徒には、施設が整備された竹の山併設校への就学をお勧めしている。また、地域の学校への就学を強く希望される場合には、児童生徒の状況を踏まえた上で、学校と協議し、手すり等を設置するなど対応している。

なお、法律の改正に伴い、市の公共施設の一つとして、また、避難所としてどう対応していくか、財政的な支援等も想定されるため、今後、国の動向も注視していく。

◇感染症対策として、自動手洗い器の設置が必要と考えるが、計画されているか。

- ・平成29年度以降、トイレ改修を行った際にインフルエンザ対策として、トイレに自動手洗い器を設置している。また、昨年度に施工した体育館のトイレ改修においても設置をしている。

自動手洗い器を整備していく具体的な計画はないが、今後については、トイレ改修に併せて、自動手洗い器の設置を進めていく。

◇学校において、写真やビデオ撮影のルールはどのようになっているか。

- ・学校行事などでの写真やビデオ撮影については、撮影の可否、撮影できる範囲、撮影データの取扱いなどのルールを、学校から保護者に対して行事の度にお知らせしている。
なお、不特定の人が校内に入ることができた学校の一斉公開につきましては、このようなルールを徹底することが困難なこともあり、児童生徒の安全を確保するために、昨年度から中止している。

② 川嶋恵美議員（個人質問）

○新型コロナウイルスによる影響について【学校教育課・生涯学習課・図書館】

◇公立保育園施設や小中学校、各種公共施設における新型コロナウイルス感染拡大を防止する冬バージョンの対策についてどのようにお考えか。

- ・小中学校については、手洗い、マスクの着用、換気をしっかり行う。また、体育の授業や登下校の際は、人との間隔がとれる場合は、マスクを外したりしている。
- ・市民会館や図書館については、来館者に対して、AI体温検知によるマスク着用、検温に加え、手指消毒をお願いしている。施設としては、三密回避のお願いや会議室等の定員や座席数を縮小して開館している。
- ・図書館では、段階的に緩和しており、24時間換気に加え、閲覧席や学習室は定員の半分とし、学習室は市内利用者に限定している。

◇冬バージョンの対策についてどのようにお考えか。

- ・小中学校については、これまで同様に手洗い、マスクの着用、換気をしっかり行うとともに、寒さ対策としてひざ掛けの使用を可能としたり、中学校では防寒着の着用基準を緩和する。
また、教室内には、水を入れたバケツを置いたり、湿らせたタオルなどをかけ加湿することで合わせて行っている。

○GIGAスクール構想におけるハード・ソフト・人材を一体とした整備について【教育総務課・学校教育課】

◇GIGAスクール構想の目的は何か。

- ・「今後、ICTの活用が日常なものとなり、子供たちの資質・能力を育成することや、自らの特性を生かし、個別最適化された学習に取り組める環境づくり」を目的とし、1人1台の学習用端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備する。

◇導入機器は決定しているか。ルーターの貸し出しの場合の通信料の負担は誰か。

- ・今後、家庭学習などを実施するにあたり必要となる通信環境について、各家庭に整備を促す。
- ・感染症が蔓延するなどといった緊急的に自宅に持ち帰る場合は、就学援助を受けている小学校6年生と中学校3年生に優先的に貸し出し、通信料は市が負担する。

◇導入機器は決定しているか。デジタル機器の運用には個人情報流出防止対策などが欠かせない。ルールが徹底できているかどうか。

- ・タブレット端末・個人情報の取り扱い、インターネット閲覧等に関する基本的な方針を市が作成し、それに基づき、各学校でルールを作成する予定である。
- ・ICT機器等への対応に不慣れなお子様や保護者でも分かりやすいマニュアルを用意し、運用の徹底に努める。

◇導入ソフトはどのように選定するのか。

- ・小中学校の教員代表と教育委員会事務局の職員で構成する学習支援ソフトウェア選定委員会により、業者の提案書とプレゼンテーションによる評価を行い、選定した。

◇有効に使い続けていくための施策はあるか。

- ・導入当初が重要であるため、業務委託でICT支援員による機器の使用方法や授業でのソフトウェアの活用方法の研修やサポートを行うことで、機器等になれるように進めていく予定である。
- ・職場内研修を進めることで、教員相互の力量が高まり、有効活用が継続するものと考えている。

◇普段でも仕事量が多い教職員の方々に、職場内研修を進めるとのことですが、何度も繰り返して、問題点を改善しながら行う必要があると考えますが、時間の確保など大変ではないでしょうか。どのように時間を確保していきますか。

- ・職場内研修は、学年や教科ごとなどの少人数で、授業準備や教材研究の時間を利用して実施することを想定しており、教員の負担にならないように調整する。

③ 山根みちよ議員（個人質問）

○小・中学校の部活動を民間委託の考えはないか。【学校教育課】

●部活動顧問になることによる教員の長時間労働や未体験競技の技術指導問題、子どもたちのけがやリスクが問題になっている。本市の現状はいかがか。

- ・平成30年度から「日進市教員の長時間労働解消プラン」の実施により、部活動のあり方や活動時間の見直しを行う中で、土日のうち1日は休養日とすることや朝練習は原則行わないこととするなどの見直しを行ってきた。
- ・一部の部活動においては、部活動指導員の配置により、教員の部活動業務を支援している。
- ・これらの対策により、部活動による教員や児童生徒の過度な負担が軽減されていると考えている。
- ・部活動における子供たちのけがやリスクが問題となるような報告は受けていない。

●名古屋市は民間委託を大幅拡大している。導入に向け、調査を始めてはいかがか。

- ・部活動の民間委託につきましては、新たな部活動のあり方の選択肢の一つと認識している。
- ・中学校の部活動は、学習指導要領に位置付けられた教育活動の一環として行うものとされており、教員が担う部分と地域スポーツの担い手などが関わっていく部分につきましては、小学校を含めて他市町の状況等の調査・研究を進めていく。

1 月定例教育委員会 事務局報告用資料

担当課 生涯学習課

12月19日(土)、20日(日) 事業名 にっしん音結祭
<p>成果等</p> <p>音楽を「演奏する」「聴く」「体験する」場として、日進市に縁のあるアマチュア・プロの音楽家によってつくりあげる市主催初の音楽祭として開催しました。当日は、出演者、来場者、スタッフがそれぞれの立場で感染症対策に協力し合い、2日間で約700名の来場者がありました。</p>
<p>月 日 () 事業名</p> <p>成果等</p>
<p>月 日 () 事業名</p> <p>成果等</p>
<p>月 日 () 事業名</p> <p>成果等</p>
<p>月 日 () 事業名</p> <p>成果等</p>

11月分 学校別 超過在校時間状況

〔資料 No.4〕

(人)

学校名	区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	今月の80h超	割合
西小	100h超	0	0	1	1	0	1	1	0					3	80h超数	2
	80~100h	0	1	6	7	0	2	2	2					16	対象者数	37
	45~80h	2	1	15	14	2	16	19	16					50	%	5.4%
	~45h	35	35	15	15	34	17	15	19					151		
東小	100h超	0	0	0	0	0	0	0	0					0	80h超数	0
	80~100h	0	0	0	0	0	0	0	0					0	対象者数	29
	45~80h	3	0	10	5	0	9	6	7					27	%	0.0%
	~45h	26	29	19	24	29	20	23	22					147		
北小	100h超	1	0	0	0	0	0	0	0					1	80h超数	0
	80~100h	1	1	1	1	0	0	0	0					4	対象者数	37
	45~80h	3	2	20	17	0	22	22	16					64	%	0.0%
	~45h	33	35	17	19	37	15	15	21					156		
北青葉	100h超	0	0	0	0	0	0	0	0					0	80h超数	0
	80~100h	0	0	0	0	0	0	0	0					0	対象者数	7
	45~80h	0	0	1	0	0	0	0	0					1	%	0.0%
	~45h	7	7	6	7	7	7	7	7					41		
南小	100h超	0	0	0	0	0	0	0	0					0	80h超数	3
	80~100h	0	0	2	0	0	1	1	3					3	対象者数	42
	45~80h	3	1	22	22	0	18	25	22					66	%	7.1%
	~45h	42	44	21	23	45	25	17	17					200		
相野山小	100h超	0	0	0	0	0	0	0	0					0	80h超数	0
	80~100h	0	0	1	2	0	1	2	0					4	対象者数	20
	45~80h	2	0	10	7	0	7	11	8					26	%	0.0%
	~45h	18	20	9	11	20	12	6	12					90		
香久山小	100h超	0	0	0	0	0	0	0	0					0	80h超数	0
	80~100h	1	0	2	1	0	1	3	0					5	対象者数	33
	45~80h	2	1	19	18	0	15	17	18					55	%	0.0%
	~45h	30	32	12	14	33	17	13	15					138		
梨の木小	100h超	0	0	0	0	0	0	0	0					0	80h超数	0
	80~100h	0	0	3	2	0	5	3	0					10	対象者数	31
	45~80h	0	0	20	19	0	17	17	16					56	%	0.0%
	~45h	31	31	8	10	31	9	11	15					120		
赤池小	100h超	1	0	2	0	0	1	2	0					4	80h超数	2
	80~100h	1	0	4	3	0	2	4	2					10	対象者数	35
	45~80h	3	3	10	13	0	12	12	11					41	%	5.7%
	~45h	30	32	19	19	35	20	17	22					155		
竹の山小	100h超	0	0	0	0	0	0	0	1					0	80h超数	3
	80~100h	0	0	1	0	0	4	4	2					5	対象者数	28
	45~80h	5	0	20	18	0	15	18	20					58	%	10.7%
	~45h	23	28	7	10	28	9	6	5					105		
日進中	100h超	0	0	1	2	0	1	1	0					4	80h超数	2
	80~100h	0	0	2	11	0	4	8	2					17	対象者数	46
	45~80h	2	3	33	22	1	23	27	24					84	%	4.3%
	~45h	44	43	10	11	45	18	10	20					171		
日進中青葉	100h超	0	0	0	0	0	0	0	0					0	80h超数	0
	80~100h	0	0	0	0	0	0	0	0					0	対象者数	12
	45~80h	0	0	1	0	0	0	0	0					1	%	0.0%
	~45h	12	12	11	12	12	12	12	12					71		
日進西中	100h超	0	0	0	2	0	2	2	1					4	80h超数	4
	80~100h	2	0	1	6	0	2	6	3					11	対象者数	47
	45~80h	3	1	16	16	1	21	17	16					58	%	8.5%
	~45h	44	48	30	23	46	22	22	27					213		
日進東中	100h超	0	0	0	2	0	2	2	2					4	80h超数	5
	80~100h	0	0	4	6	0	8	8	3					18	対象者数	37
	45~80h	0	0	18	19	1	15	11	15					53	%	13.5%
	~45h	39	38	16	10	36	12	16	17					151		
日進北中	100h超	0	0	0	3	0	2	3	2					5	80h超数	6
	80~100h	0	0	4	3	0	4	2	4					11	対象者数	26
	45~80h	4	0	14	14	1	11	11	10					44	%	23.1%
	~45h	23	27	9	7	26	10	11	10					102		

1 月定例教育委員会 事務局報告用資料

担当課 図書館

12月12日(土)～1月19日(火) 事業名 ビブリオバトルの紹介展示 成果等 図書館エントランスホール パネル展示 新型コロナウイルス感染症により、学校の臨時休校に伴う年間計画の変更が発生、実施日の調整が不可能となったこと、また、感染症拡大防止対策により中止となったビブリオバトルの代替として、過去大会の様子や、関連するおすすめ本の紹介、子ども読書活動推進計画に基づくイベント紹介のパネルを作成し、展示を行いました。
12月13日(日) 事業名 人形劇がやってくる！ 成果等 図書館視聴覚ホール 午後2時～ ほんわかシアターによる人形劇公演「おしいれのぼうけん」を開催しました。 参加者：未就学児を含む親子 36名
12月23日(木) 事業名 第2回図書館協議会 成果等 図書館2階大会議室 午後1時30分～ 令和3年度に予定する「日進市子ども読書活動推進計画」の見直しにおいて、事業の進捗状況等の説明を行い、各委員から貴重なご意見をいただきました。
12月24日(木) 事業名 オーディオブック サービス開始 成果等 オーディオブック（「耳で聴く本」であり、プロの声優やナレーターによる朗読を耳で聴くことで読書を楽しむことができるものです。）のサービスを開始しました。 市立図書館の利用者登録がある方であれば、自宅のパソコンやスマートフォンを経由することで、どこでも利用することができます。
12月25日(金) 事業名 お話のひととき 朗読劇「ひよっこりひょうたん島」 成果等 図書館視聴覚ホール 午後2時～ にしん図書館サポーターズによる朗読劇「ひよっこりひょうたん島」を開催しました。